

第五号議案 会則の一部変更について

1 会則変更の内容

現行会則と変更会則案の対照表

現行会則	変更会則案
<p>(名称、事務局) 第1条 本会をビジネス支援図書館協議会と称し、事務局をひつじ書房内に置く。</p>	<p>(名称、事務局) 第1条 本会をビジネス支援図書館協議会と称し、事務局を株式会社寿限無内に置く。</p>
<p>(会議の議決権) 第11条 会員は、各々1個の議決権を有する。</p>	<p>(会議の議決権) 第11条 <u>前年度に会費の納入が完了している</u>会員は、各々1個の議決権を有する。</p>
<p>(会費) 第12条</p>	<p>(会費) 第12条 <u>4 本会が主催する講習会等の講師を務めた会員が、講習会等の謝金の受け取りを辞退した場合で、理事会が特に承認した場合は、当年度に納めた当該年度の会費を免除して、即納会費は返納することができる。</u></p>
<p>附則 (年会費) 1 年会費は、個人会員3,000円、賛助会員・協力会員一口50,000円、施設会員一口10,000円とする。</p>	<p>附則 (年会費) 1 年会費は、個人会員3,000円、賛助会員一口50,000円、<u>協力会員一口100,000円未満</u>、施設会員一口10,000円とする。</p>

2 会則変更の理由及び効力発生日

(1) 会則変更の理由

① 第1条について

事務局の移転にともない変更するものである。

② 第11条について

前年度に会費納入が終了している者に議決権が発生することとし、会費納入の適正化を図りたい。

③ 第12条について

講習会等の講師を務めてもらうための準備には相当の労力を必要とするが、立場上の理由から謝金を辞退する講師も多い。協議会への貢献という観点から会費を免除することでこれに報いたい。

④ 附則について

協力いただく団体での会費予算の縛りが強化されているところもあり、二口以上の会費納入が難しい団体に対応した処置である。

(2) 会則変更の日程

会則変更のための総会開催日：平成 24 年 6 月 2 日

会則変更の効力発生日：平成 24 年 6 月 2 日